

会議録

会議の名称	令和3年度 白岡市国民健康保険運営協議会（第2回）
開催日	令和4年2月1日（火）
開催時間	午後1時30分 開会・午後3時00分 閉会
開催場所	白岡市役所4階 特別大会議室
議長の氏名	佐々木 操
出席者の氏名・出席者数	<p>【委員】</p> <p>(1号) 宇治田 忠昭 木村 敏博 寺井 純子 (2号) 北村 秀和 野本 順一 (3号) 佐々木 操 松本 利明 矢島 静江 (4号) 脇之薙 明子</p> <p style="text-align: right;">9名</p> <p>【市長】</p> <p>藤井 栄一郎</p>
欠席者の氏名・欠席者数	<p>(1号) 稲垣 操 (2号) 牧野 博司 渡邊 昇子 (3号) 青木 淳一 (4号) 山岸 功一 廣瀬 実</p> <p style="text-align: right;">6名</p>
出席職員の氏名 (事務局)	<p><司会></p> <p>健康福祉部長 神田 信行</p> <p><説明員></p> <p>保険年金課 課長 岡田 丈二 保険年金課国民健康保険担当主幹 田口 明雄 保険年金課国民健康保険担当主査 山岸 小依 保険年金課国民健康保険担当主査 田林 清香</p>
会議次第	<p>1 開会 2 挨拶 3 会長等選出 4 議事</p> <p>(1) 令和4年度白岡市国民健康保険特別会計予算（案）について (2) その他（報告事項） 　・令和3年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 　（案）について 　・白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について</p>

	4 閉　会
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度白岡市国民健康保険特別会計予算（案） 資料1 ・令和3年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案） 　　に関する説明書 資料2 ・白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要（案） 資料3 資料4
議　事　の　経　過	
発言者	議　題　・　発言内容　・　決定事項
司会（部長）	<p>本日は、委員の皆様におかれましては、大変御多忙中のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今より、白岡市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。</p> <p>現在の出席委員の数は、9名でございます。定足数である委員の過半数に達しておりますので、ただいまから白岡市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>なお、本日の会議は、前任の委員の任期が昨年末で満了となり、新たに15名の委員が令和4年1月1日に委嘱されてから初めての会議となります。</p> <p>まず、はじめに、市長から委嘱書を交付いたします。</p> <p>時間の関係もございますので、御指名させていただく委員の方に代表としてお受け取りいただきます。</p> <p style="text-align: center;">(委嘱書の交付及び氏名等の確認)</p> <p>ここで、委員の皆様を御紹介させていただきます。御名前をお呼びしますので、自席にて自己紹介をおねがいします。</p> <p>各委員　　(各委員の自己紹介)</p> <p>司会（部長）　　それでは、藤井市長から御挨拶を申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">(市長挨拶)</p> <p>司会（部長）　　ありがとうございました。</p> <p>続きまして、大変恐縮ではございますが、事務局職員を紹介させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(職員の自己紹介)</p>

司会（部長）	<p>それでは、次第の「3 会長等選出」に移りたいと存じます。</p> <p>なお、議事等の進行につきましては、本来であれば、会長が議長となって進行することになっておりますが、本日が委嘱後初めての会議でございますことから、会長決定までの間、司会が議事等を進行することに御承認いただきたいと存じますが、いかがでございますか。</p> <p>（異議なしのため、会長・副会長の選出を実施）</p> <p>（会長：佐々木操委員、副会長：矢島静江委員に決定）</p> <p>司会（部長） 白岡市国民健康保険運営協議会会長を佐々木操委員、副会長を矢島静江委員にすることを決定させていただきました。</p> <p>佐々木会長は、議長席にお着きいただきまして、御挨拶をお願いします。</p> <p>また、矢島副会長は、自席にて御挨拶をお願いします。</p> <p>（佐々木会長挨拶）</p> <p>（矢島副会長挨拶）</p> <p>司会（部長） ありがとうございました。</p> <p>なお、市長でございますが、大変申し訳ございませんが、公務のため、ここで退席させていただきますので、御了承を賜りますようお願いします。</p> <p>（市長退席）</p> <p>司会（部長） それでは再開したいと存じます。</p> <p>なお、本日の会議には傍聴の申し込みはございませんでした。</p> <p>それでは、次第の「4 議事」に移ります。</p> <p>なお、本日の会議資料は、事前に郵送させていただきました、「資料1」から「資料4」となります。（資料3は差し替えあり）</p> <p>それでは、よろしく御審議のほどお願いいたします。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、白岡市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定により「会長がその議長となる。」とされておりますので、これから議事進行につきましては、佐々木会長に議長をお願いいたします。</p>
--------	--

議長（会長）	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>はじめに、会議録作成のため、会議内容を録音することにつきまして、御了解をいただきたいと存じます。</p> <p>それでは、次第に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>はじめに、諮問事項でございます「（1）令和4年度白岡市国民健康保険特別会計予算（案）について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>それでは、令和4年度白岡市国民健康保険特別会計予算の内容について、説明させていただきます。</p> <p>なお、本日は令和4年度の当初予算と令和3年度の補正予算について御説明させていただきますが、初めに諮問事項であります、令和4年度当初予算から御説明させていただきますので、御了承いただきたいと思います。</p> <p>資料1の1ページを御覧ください。</p> <p>令和4年度予算の状況でございますが、歳入歳出予算総額で45億4,226万8千円となりまして、対前年比で204万円、率といたしまして、0.04%の増となる予算を編成いたしました。</p> <p>各予算科目につきましては、記載した表のとおりでございます。</p> <p>下の円グラフでございますが、歳入・歳出ごとに、令和4年度予算科目の内訳をグラフにしたものでございます。</p> <p>左側の歳入におきましては、国民健康保険税で18.4%、県支出金で71.8%、この2つで歳入予算の90.2%を占めております。</p> <p>右側の歳出におきましては、保険給付費で70.9%、国民健康保険事業費納付金で26.3%、この2つで歳出予算の97.2%を占めております。</p> <p>次に、2ページをお開き願います。</p> <p>こちらは、予算比較表でございます。</p> <p>前年度と比較いたしまして大きく変動があった予算科目を中心に説明させていただきます。</p> <p>まず、歳入の1款「国民健康保険税」につきましては、8億3,725万3千円を計上しております。被保険者の減少によりまして、令和3年度と比較いたしますと4,216万6千円の減額を見込んでおります。</p> <p>予算の計上にあたりましては、令和4年度の国民健康保険税の税率等は、現行税率で算出しております。</p> <p>また、保険税の収納率につきましては、現年度課税分を「埼玉県国民</p>
--------	---

「健康保険運営方針」の目標収納率である93%に設定した予算額を計上しております。

次に、一つ飛びまして、3款「県支出金」につきましては、市町村の保険給付費等に必要な費用に対して、都道府県から全額交付される「国民健康保険保険給付費等交付金」等でございまして、歳出から推計しました、32億5,896万2千円を計上しております。

3ページを御覧ください。

上から2つ目の5款「繰入金」でございます。こちらは、説明にございますように、一般会計からの繰入金、及び、国民健康保険財政調整基金からの繰入金でございまして、4億2,659万3千円を計上しております。

内訳といたしましては、法定繰入金が2億1,826万6千円、基金繰入金が2億832万円7千円でございます。

次の6款 繰越金 から 7款「諸収入」につきましては、例年どおりの推計を行い、予算を計上したものでございます。

続きまして、歳出予算の主なものにつきまして、御説明いたします。

4ページをお開き願います。

まず、1款「総務費」の一般事務経費につきましては、864万8千円を計上しております。

前年度と比較いたしますと、99万円9千円の減となっております。経費としてはほぼ例年通りでございますが、経費節減のため、業務委託としておりました電算業務の一部を職員の直営で行うことなどにより減額となったものでございます。

次に2款「保険給付費」につきましては、疾病及び負傷に対して給付する医療給付事業の一般分といたしまして、27億9,029万6千円、高額療養費支給事業といたしまして、3億8,580万5千円を計上しております。

こちらは、実績額等を参考に給付（支給）見込額を計上したものでございます。

近年、被保険者数減少の影響により、保険給付費の総額は減少傾向となっておりますが、一人当たりの医療費は増加を続けており、医療の高度化の影響から高額療養費は前年度よりも増加を見込んでおります。

前年度と比較いたしますと、医療給付事業は68万5千円の減、高額療養費支給事業は315万9千円の増となってございます。

また、他の保険給付費の事業といたしましては、出産育児一時金支給事業、葬祭費支給事業などがございます。

次に、3款「国民健康保険事業費納付金」につきましては、一般被保険者医療給付費分といたしまして、7億8,958万6千円、一般被保

険者後期高齢者支援金等分といたしまして、2億8,956万7千円、一般・退職の介護納付金分といたしまして、1億1,330万8千円、表にはありませんが、退職被保険者等の分を含めた3款の合計で11億9,250万5千円を計上しております。前年度と比較すると882万6千円の増額となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。

上から3つ目の6款「保健事業費」につきまして、御説明します。

一番上の特定健康診査等事業でございますが、健診等の受診者、特定保健指導対象者数の実績を踏まえ、減額しているものでございます。

一番下の総合健康診断（いわゆる「人間ドック又は脳ドック」）でございますが、被保険者数の減少傾向や受診実績から減額を見込んでいるものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

7款「基金積立金」から10款「予備費」までにつきましては、例年どおりの推計を行い、予算を計上したものでございます。

7ページをお開き願います。

令和4年度国保特別会計の予算編成資料として、国保の主な指標を6項目記載させていただきました。

①につきましては、埼玉県提示の被保険者数の推計値と実績等及び加入者に占める前期高齢者の割合となっております。後期高齢者医療制度への移行などにより被保険者数の減少は続きますが、高齢者の割合は増加することが見込まれております。

②につきましては、国保加入世帯数ですが、被保険者数と同様に減少傾向が予測されています。

次に、8ページをお開き願います。

③につきましては、1人当たり医療費の見込みとなります。

国保加入者の高齢化や医療の高度化に伴い、1人当たり医療費は今後も増加することが見込まれております。なお、医療費の増加率が被保険者数の減少率を上回る見込みのため、先ほど御説明した事業費納付金の増額に繋がっております。

④は国民健康保険税の収納率となります。

国保税につきましては、県が市町村の人口規模に応じた標準収納率を定めており、当市は93%と定められておりますが、被保険者の皆様の納税意欲等にも支えられ、約97%の収納実績が維持できております。

⑤及び⑥につきましては、特定健康診査受診率と特定保健指導終了率の実績等でございます。

受診率等につきまして、令和元年度までは向上が図れておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、受診控え等により、令

	<p>和2・3年度は受診率の低下を招いております。当市で定めている白岡市データヘルス計画の目標値からの乖離が大きくなっているため、受診率向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>最後になりますが、9ページをご覧いただきたいと存じます。</p> <p>御説明させていただきました、国保事業の指標や令和4年度予算編成にあたっての概要等をまとめたものでございます。</p> <p>特に、国民健康保険税の減収が見込まれる中、県への事業費納付金は増加しており、今後もこの傾向が続くことが見込まれますので、歳入の確実な確保と医療費削減につながる有効な施策を行っていくことが必要と考えております。</p> <p>簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
委員	<p>1款の国民健康保険税の数字ですが、令和4年度予算の8億3,725万3千円の算定は、先ほど説明のあった7ページの左のグラフの推計人数である9,457人に基づき算定されたものという理解でよいですか。</p> <p>また、8ページの右上にある国民健康保険税の収納率について、当市は比較的高いとのことですが、予算編成に際しては（県から示された）93%で算定されているとのことですので、収入の実績としては予算額よりも収入が増えると考えてもよいですか。</p>
事務局	<p>国民健康保険税の算定については御指摘いただいたとおりでございます。また、税収入は増えると見込んでおりまして、収入金額によっては、補正予算での対応を行いたいと考えております。</p>
議長（会長）	<p>他に質疑はありませんか</p>
委員	<p>同じような質問を含め、3点質問させていただきます。</p> <p>まず、国保税について、県から示された推計人数のベースで算定されているとのことですですが、被保険者数は令和3年度の9,678人から9,457人と2.3%減っていることに対し、国保税の金額ベースでは4.8%減っています。</p> <p>収納率は、いずれの年度も県提示の93%という低い率を採用しており、差が生じることはないと考えられますし、国保税の単価についても大きく変わっていないことから差が生じてこないと思われますが、被保</p>

	<p>険者数の減少見込みの2.3%に対して、国保税収入の減少見込みが4.8%と減りすぎているように思われますがいかがでしょうか。</p> <p>一方、歳出の保険給付については、バランスが取れているように思われます。</p> <p>次に、歳出の1款「総務費」についてですが、4ページの内訳のところには令和4年度予算として864万8千円が計上されており、前年度比99万9千円の減となっています。ところが、1ページの全体予算の記載では、2,891万1千円であることが示されています。</p> <p>内訳を記載する際に、主だったものを記載し、小さいものを省く場合がありますが、資料ではウェイトの小さいものが記載され、主なものが削られてしまっているように思えます。</p> <p>内訳の記載方法は問いませんが、本来記載すべき主だった内容を記載いただくよう改善すべきという点が2点目となります。</p> <p>3点目ですが、被保険者数の推計についてです。県から示された推計人数と実績見込み（実績）について、令和2年度においては100名程度、令和3年度においては300名近くの差が見受けられます。</p> <p>国の人口問題研究所が30年人口予測を行っているものでは、かなりきめ細かい予測が行われ推計精度も高くなっています。これに比較して、県推計値と実績差が300人近く違っている結果を見ると疑問に思うところです。推計する時点が大きく異なるのであれば、結果が異なることもあると思われますが、実際の推計において、推計時点の差が大きく生じることは考えにくいにも関わらず、これ程の差が生じている理由をお聞きします。</p>
事務局	<p>1点目の被保険者の減少率に対して、国民健康保険税の収入の減少幅が大きいことについてお答えします。国民健康保険税は所得割と均等割により構成されてございます。近年、社会保険の適用拡大等に伴い、一定の所得を有する方が国民健康保険を離れることが多く、人の減少率に対し、所得を有する方が減少することから、国民健康保険税の減少幅は大きくなっていることが考えられます。また、（低所得者に係る）軽減制度の適用による減少も影響しているものと考えております。</p>
委員	<p>所得の大きい方が社会保険等に代わるというのは、会社の健康保険組合等に入るということですか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。社会保険の適用拡大に伴い、ある程度所得のある方が一定程度、社会保険に流れるものと考えています。このため、元々、所得の少ない方が国民健康保険に残ることとなり、国民健康保険税の減</p>

	少幅が大きくなる要因と考えております。
委員	もしそういった傾向があるのであれば、資料の7ページ以降のグラフ等の資料に、国民健康保険税の傾向や要因分析等の結果等を示した上で説明した方が、より分かりやすいものとなるのではないですか。
事務局	御指摘の件につきましては、次年度以降の資料の作成に際し、配慮してまいりたいと思いますので御了承をお願いします。
事務局	<p>続きまして、2点目の1款「総務費」及び内訳の記載方法の件につきましてお答えさせていただきます。</p> <p>総務費についてはいくつか項目がございまして、金額として大きな項目である「一般事務経費」及び「国民健康保険税賦課徴収事業」のうち、「一般事務経費」を今般記載させていただいております。</p>
委員	内訳を記載する際に、内訳の明細が7～8割を占めるものを記載するのであれば1項目の記載となっていることに理解もできますが、今回はそのように作成されていない不適切な作成方法にも見えるので、見直しが必要ではないですか。
事務局	1点目での指摘事項と同様となります。次年度以降の資料作成の際に、内訳として分かりやすく適切なものを作成させていただきます。
事務局	<p>最後に、3点目の被保険者数の推計人数と実績人数等の乖離が大きい件についてお答えします。</p> <p>これまで、県が推計した被保険者数を基礎として予算を編成しておりましたが、概ね県の見込みと乖離することなく、被保険者数は減少しておりました。</p> <p>しかしながら、昨年度からの新型コロナウイルス感染症の影響が顕著であり、会社を退職する方と会社に就職される方のバランスが崩れ、国民健康保険の被保険者数が減りづらくなっていることから、令和2年度実績及び令和3年度の実績見込み数と県推計人数との乖離が大きくなっています。</p>
委員	確認しますが、県が推計を行った時点と市が実績見込みを行った時点のタイムラグはどれ位ありますか。
事務局	埼玉県に対しては、事業費納付金の算定のために本年9月までの被保

	被保険者数を報告しており、埼玉県では9月時点までの被保険者数を基に推計を行っております。これに対し、市の実績見込みは12月時点までの被保険者数を基に推計を行っております。
委員	<p>推計人数と実績見込みの差が300人近くあることについて、国・県が推計するのであれば、もう少し精度の高い結果が得られたのではないかと思われますし、これだけ大きな差異があることについては、疑問に感じています。</p> <p>県の算定は、県が勝手に行うのではなく市がレポートした数値に基づいて行うものではないのですか。</p>
事務局	推計の基礎となる被保険者数は市から報告している人数により行われますが、報告数値に基づいた被保険者数の推計方法は県が定めた方法により行われております。
委員	<p>推計人数等について、県とやり取りはしないのですか。</p> <p>予算を立てるに際して、県が推計したものだからということではなく、実績との乖離が生じそうであれば、推計人数の見直し等に関して県と調整を行ったりはしていないのですか。</p> <p>もう少し予測の精度を上げる工夫をすべきと思われますし、そのためには県に対して市からも意見をすべきなのではないですか。</p>
事務局	御指摘の内容は分かりますが、県内全市町村について埼玉県が統一の算定方法により推計しているもので、市から推計人数の見直し等を打診しても実際に変更することは難しいものではないかと考えています。しかしながら、精度の高い推計を行うべきことは間違いないので、来年度以降に向けての課題とさせていただきたいと考えております。
委員	それであれば、市が予算を立てるにあたって、県が提示した推計人数に拘るのではなく、市が推計した人数によって予算を立てる方法も取れるのではないですか。
事務局	事業費納付金に関しては、埼玉県が提示するもので変更は難しいところですが、国民健康保険税に関しては、御指摘の点について検討の必要がございますので、来年度に向けた算定方法の課題として少しお時間をいただき、検討させていただきたいと思っております。
委員	この場での明確な回答などが難しいようであれば、内容を整理してい

	ただいたうえで、別途連絡等をいただくこととしていただきたいが、それでおよろしいですか。
議長（会長）	では、事務局はこの件について、内容を整理したうえで、回答いただくことでよろしいですか。
司会（部長）	内容を整理のうえ、後ほど回答させますので御了承ください。
議長（会長）	他に質疑はありませんか
委員	<p>前回もお願いしたところですが、資料の2ページ以降の内訳について、1ページの予算総額を確認しながらないと比較ができません。</p> <p>分かりやすくするために、2ページ以降の内訳の作り方の見直しが必要であり、各款ごとの合計額を記載し、記載した項目に関しては、当該予算科目における比率を示しておくなど、予算の内訳等に関して分かりやすくするための作成方法を是非お願いしたい。</p> <p>もう1点ありますて、1ページの表における令和3年度と令和4年度の位置と、2ページ以降の内訳における両年度の位置が逆になっています。計算間違いをしかねないので統一していただくようお願いします。</p>
事務局	御指摘の事項について、2点とも修正させていただきます。
委員	<p>2点質問がございます。</p> <p>まず、歳入の5款繰入金でございますが、令和4年度は令和3年度に比較して8.6%の増加と大きくなっています。</p> <p>社会保険に加入している方は御自身で加入している保険に保険料を納めておりまして、それと別に住民として税金も納めておられます。なお、これら的一部が繰入金の財源として使われることとなり、二重の負担を強いられている状況ですが、繰入金の増加に伴い、これらの負担も大きくなっていますので、是非、解消に向けて努力をお願いしたいと思っています。</p> <p>もう1点ありますて、5ページの歳出科目の6款「保健事業費」についてでございますが、特定健診等いくつかの事業が計上されており、実績に合わせて支出額等の年額を見込んでいることから、事業の多くがマイナスとなっております。中でも「糖尿病性腎症重症化予防対策事業」は27.7%の減とかなり大きな減少となっておりますが、これに関する減少理由等が分かっているのであればお聞きしたいと思います。</p>

事務局	<p>1点目の繰入金の増加についてですが、先ほど御説明のとおり、国民健康保険税は減収となっていることに対し、事業費納付金は増加傾向となっており、そのしわ寄せにより繰入金を増加せざるを得ない状況となっております。</p> <p>解消のためには、国民健康保険税率の見直し等も含めて、国民健康保険事業の中で解決を図っていくことが必要となります。令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、中々、税率の見直し等には至れていない状況でございます。繰入金の増加には財政調整基金の取り崩し等で対応した部分の影響もありますが、今後、一般の方への負担が生じさせないように税率改正等を含めて検討していかなければならぬと考えておりますので、御理解いただきますようお願ひいたします。</p>
事務局（課長）	<p>補足させていただきます。繰入金の増加部分は基金繰入金として、財政調整基金を取り崩した分でございまして、一般会計からの繰入金は減少しているところでございます。</p>
事務局	<p>続いて、糖尿病性腎症重症化予防事業の減少について御説明させていただきます。</p> <p>当該事業は埼玉県と国民健康保険団体連合会と市の三者が共同で行っている事業でございまして、糖尿病を透析が必要な状態等へ悪化させないための予防に重点を置いた事業となっています。</p> <p>こちらの事業は、共同事業に参加している県内の市町村の分担金で賄われております。令和3年度予算は令和2年度をベースとし、令和2年8月ごろに提示された想定額を基に算定しましたが、その後、共同事業に参加する市町村の増加や事業への参加者の状況により決算額は少なくなった。令和4年度予算は分担金が減少傾向であることを踏まえ、令和3年度の実績をベースに算定しておりますが、実績における最小の月に合わせて推計を行っておりますことから、前年度との比較で大きな減少率となったものでございます。</p>
議長（会長）	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>これより「令和4年度 白岡市国民健康保険特別会計予算（案）について」の件を採決いたします。本案について、原案のとおり適当と認め、答申することに御異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>

議長（会長）	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案どおり適當と認め、答申することに決しました。</p>
議長（会長）	<p>次に、「(2) その他」の議題に入らせていただきます。</p> <p>「令和3年度 白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について」事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、「令和3年度白岡市国民健康保険 特別会計補正予算（第3号）」につきまして、御説明を申し上げます。資料2を1枚めくついていただき、2ページをご覧ください。</p> <p>今回の補正は、歳入歳出に1億2,071万8千円を増額し、予算総額をそれぞれ49億5,966万8千円とするものでございます。</p> <p>はじめに歳出についてご説明させていただきますので、4ページをご覧ください。</p> <p>1款「総務費」につきましては、会計年度任用職員の職員手当等の減額などでございます。</p> <p>2款「保険給付費」につきましては、秋ごろから医療費が増加傾向となり、給付額に不足が見込まれることから増額するものでございます。</p> <p>6款「保健事業費」につきましては、主に執行見込みがついた事業及び新型コロナウイルス感染症の影響により受診率が減少した事業の減額を行うものでございます。</p> <p>7款「基金積立金」につきましては、国民健康保険財政調整基金の運用による積立金利子分及び今後の財政需要に対応するため積立金を増額するものでございます。</p> <p>9款「諸支出金」につきましては、実績に伴い保険税過誤納還付事業の還付金の減額などを行うものでございます。</p> <p>次に歳入について説明させていただきますので3ページにお戻りください。</p> <p>2款「国庫支出金」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い収入が減少した世帯を対象に国民健康保険税の減免を行っておりますが、減免額の6割分が国庫支出金として交付されますことから、補助金相当額を増額するものでございます。</p> <p>3款「県支出金」につきましては、先程説明させていただきました、歳出予算の2款「保険給付費」の増額に伴い、増額するものでございます。</p> <p>4款「財産収入」につきましては、国民健康保険財政調整基金の利子分を増額するものでございます。</p>

	<p>5款「繰入金」につきましては、一般会計からの繰入金と国民健康保険財政調整基金からの繰入金の補正となります。</p> <p>まず、一般会計繰入金につきましては、歳出予算のうち、出産育児一時金の支出額減少や一般事務経費の減少等に伴い、一般会計からの繰入額を122万円減額するものです。</p> <p>次に、国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、財政調整機能を持つ基金でございまして、歳出額の減少等に伴い、取崩し額を、163万2千円減額するものでございます。</p> <p>7款「諸収入」につきましては、第三者行為に伴う求償額等、収入実績に合わせて増額を行うものでございます。</p> <p>以上で補正予算に関する事務局からの説明を終了させていただきます</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p>
事務局	<p>続いて、2点目の「白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」事務局からの説明を求めます。</p> <p>それでは「白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。資料3及び資料4に基づき御説明させていただきますので、まず、資料3をご覧ください。</p> <p>当該条例の一部改正については、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」等が公布され、国民健康保険税に係る改正については、令和4年4月1日から施行されたことになったことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>改正の主な内容をご説明申し上げますので、資料の「2 改正の概要」をご覧ください。</p> <p>子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を減額するものでございます。</p> <p>具体的に申し上げますと、資料の表にありますとおり、基礎課税分の均等割額23,700円と後期高齢者支援金等分の均等割額14,100円の合計37,800円の2分の1にあたる18,900円を減額するものでございます。</p> <p>なお、一定の所得以下の世帯に対して、均等割額の7割、5割、2割を減額する法定軽減制度に該当する世帯に属する未就学児の均等割額に</p>

つきましては、法定軽減後の均等割額について2分の1を更に減額するものでございます。従いまして、法定軽減の7割軽減世帯は、最終的に、8.5割分にあたる32,130円を、5割軽減世帯では、7.5割分にあたる28,350円を、2割軽減世帯では、6割分にあたる22,680円を、それぞれ減額するものでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日からでございまして、令和4年度以後の年度分から適用するものでございます。

続きまして、資料4に基づきまして、御説明いたします。

資料4についてでございますが、令和3年12月24日に閣議決定されました「令和4年度税制改正の大綱」に基づき、現在開会しております第208回通常国会において、地方税法等の一部を改正する法律案等の審議がなされております。

このため、この法律等が公布された際には、白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する必要がございます。しかしながら、法律等が施行される日にちによっては、緊急に条例を改正する必要が生じてまいります。

そのような場合には、議会での議決を経ず、地方自治法の規定による「長の専決処分」によって、条例改正を行うことを予定しております。

資料4は、専決処分後の、議会定例会等で当該条例の改正を報告し、承認を得ることを想定して作成している資料となっております。

「令和4年度税制改正の大綱」における、国民健康保険税に係る具体的な内容についてでございますが、課税限度額に達する世帯の割合を、1.5%に近づけるように段階的に引き上げる運用ルールの下、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる内容に地方税法施行令が改正される予定でございます。

資料中の「2 改正の概要」を御覧ください。

国民健康保険税の基礎課税分に係る課税限度額を63万円から2万円引き上げて65万円とし、後期高齢者支援金等分に係る課税限度額を19万円から1万円引上げて20万円とするものでございます。また、基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金の合計額は99万円から102万円とするものでございます。

なお、賦課限度額につきましては、「埼玉県国民健康保険運営方針」において、法定額のとおり設定し、県内全市町村において同じ限度額になることを目指しております。

国民健康保険税は、受益と負担の関係で被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮し、負担額に一定の上限額（課税限度額）を設けておりますが、課税限度額を引き上げますと、高所得層により多くの負担を求

めることになる反面、中間所得層に配慮した税の見直しが可能になると
いう構造になっております。

今後も被保険者の高齢化等による医療費の増加が見込まれております
ことから、課税限度額の引き上げにより、負担感が重いと言われております
中間所得層の負担をできる限り緩和するものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員

資料3に記載された表ですが、軽減なしの欄は軽減額でなく、均等割
として支払うべき額が記載されていることに対し、その下の7割・5
割・2割の欄には軽減後の支払うべき額ではなく、軽減額そのものが記
載されています。軽減後の額が記載されているのであれば、支払う額の
目安として分かりやすいものとなります。同じ表の中で示されている
項目が異なっていることから、見易さに欠けていて分かりづらく、見る
人によっては、7割・5割・2割の軽減を逆に負担分と捉えてしまうか
もしれません。

右側の未就学児均等割軽減額の部分も同様で、軽減なしの額よりも、
軽減ありの負担額の方が大きくなってしまうようにも思えてしまします
ので、記載方法を変えるなどもう少し工夫していただくことで、より分
かりやすい資料にできると思いますがいかがでしょうか。

議長（会長）

ありがとうございました。事務局においては検討をお願いします。

事務局

御指摘ありがとうございました。今後の作成の参考として、分かりや
すい資料づくりに努めさせていただきたいと思います。

議長（会長）

他に何か質疑はございますか。

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

ただいまの「その他」の事項については報告事項でございますので、
委員の皆様には御理解くださるよう、よろしくお願いします。

これ以外で何かございますか。

それでは、特にないようですので以上で本日の議事は終了とさせてい
ただきます。委員の皆様の御協力によりまして、議事を無事終了するこ
とができました。御協力に感謝を申し上げまして、議長の役を降ろさせ
ていただきます。どうもありがとうございました。

司会（部長）

佐々木会長ありがとうございました。
また、皆様には、慎重に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。
これをもちまして、白岡市国民健康保険運営協議会の会議を閉会いたします。本日は、長時間にわたりお疲れ様でした。

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 4年 2月 24日

（議長（委員長・会長）その他これに準ずる者の署名）

会長

佐々木 操

